

## 平成 31 年 1 月 名古屋港審議会専門部会会議録

- 1 開催日時 平成 31 年 1 月 16 日（水） 午前 10 時 25 分～午前 10 時 52 分
- 2 開催場所 アイリス愛知 2 階 コスモスの間
- 3 出席者氏名 (50 音順、敬称略)

部会長 黒田達朗 (椋山女学園大学現代マネジメント学部教授)  
尾崎正宏 (名古屋港長)  
小和田亮 (港湾空港技術振興会会長)  
河野修平 (愛知県建設部長)  
後藤正三 (名古屋港運協会会長)  
白石好孝 (東海倉庫協会副会長)  
神野博史 (名古屋港管理組合議会議長)  
杉本恒 (全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部執行委員長)  
服部将也 (名古屋港管理組合議会議副議長)  
藤本健 (名古屋海運協会会長)  
光安達也 (名古屋市住宅都市局長)  
臨時委員 小澤康彦 (中部運輸局交通政策部長)  
鎌田一郎 (中部地方整備局名古屋港湾事務所長)

(欠席)

石澤龍彦 (中部運輸局長)  
勢田昌功 (中部地方整備局長)

(名古屋港管理組合出席者)

専任副管理者	服部明彦
企画調整室長	安藤一弘
総務部長	河合伸和
港営部長	前田功憲
建設部長	浅野一光
企画調整室総合調整担当理事	吉永宙司
企画調整室次長	岡田康延

企画調整室政策推進担当参事 市 石 誠  
総務部県市政策調整担当参事 田 村 正 史  
港営部次長 柴 田 尊

# 会 議

[開会の辞]

○司会者・小林調整担当課長 皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、皆様お集まりのようでございますので、ただいまから名古屋港審議会専門部会を開催させていただきます。

私は、本審議会の事務局を務めております名古屋港管理組合企画調整室調整担当課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

本来でしたら、御出席の委員皆様方を紹介させていただくのが本意ではございますが、時間の都合もございますので、お手元に配付させていただいております名簿、そして席次をもちましてご紹介にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、ご発言の際には、大変恐縮でございますが、お名前をお願いできましたら幸いです。

当専門部会の議事進行につきましては、名古屋港審議会条例の定めによりまして、部会長が務めることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、専門部会終了後、簡単ではございますが、私ども名古屋港管理組合が昨年末に発表いたしました「名古屋港 10 大ニュース」につきましてご説明させていただく時間を設けておりますので、短い時間ではございますが、お付き合いのほど、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、部会長からのご挨拶をもちまして、会議に入らせていただきたいと思います。

部会長、よろしくお願いいたします。

[部会長挨拶]

○黒田部会長 本年もまた部会を開かせていただきまして、お寒い中、遠方からも御参加いただき、まことにありがとうございます。

名古屋、来ていただくとおわかりだと思いますが、今年は雪が1回降ったぐらいで、逆に、雨に恵まれない冬というか空気が非常に乾燥しております、私のいる大学でも、学生が次から次に風邪にかかって、試験も近いというのに休んでばかりいてこっちが困っているというような独特な冬を今年は迎えておりますが、委員の

方々もお風邪など召されないようにお気をつけていただきたいと思います。

ご挨拶が遅れましたけれども、部会長を務めさせていただいております、椋山女学園大学の黒田と申します。座って失礼いたします。

早速でございますが、ただいまから名古屋港審議会専門部会を開会いたします。

本日ここに名古屋港審議会専門部会を招集させていただきましたところ、委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご参集いただき、まことにありがとうございます。

本日ご審議いただきます案件でございますが、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。よろしくご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願いいたします。開会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、早速でございますけれども会議を進めてまいります。

初めに、管理者からご挨拶をお願いいたします。

[管理者挨拶]

○服部専任副管理者　おはようございます。専任副管理者の服部でございます。

管理者にかわりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろより名古屋港の管理・運営にご指導賜りまして、ご助言賜りまして、大変ありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本港の昨年、平成 30 年の港勢でございますが、まだ推計値の段階でございますけれども、総貨物取扱量は 1 億 9,400 万トン、17 年連続して日本一となる見込みでございます。

また、外貿コンテナの取扱個数につきましては、初めて名古屋港にフルコンテナ船「箱根丸」が 1968 年、昭和 43 年に入港しておりますけれども、そこから 50 年を経まして、昨年は過去最高の 271 万 TEU となる見込みでございます。今までは平成 19 年が最高値でしたけれども、そこを上回る見込みとなっております。

このような中、本港では、コンテナ貨物、バルク貨物、完成自動車を総合的に扱う港湾として中部地域のものづくり産業を支援していくために、さらなる効率化や港湾機能の強化に取り組んでおります。

また、防災対策につきましても、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備えまして、防災施設のハード対策に加え、ソフト対策におきましても、関係機関の皆様と

連携を図りながら、安全・安心を支える港づくりの取り組みを進めているところでございます。

さらに良好な港湾環境の形成に向けまして、環境に負荷のかからないような施策に取り組んでいくとともに、名古屋港水族館を初めとします親しまれる諸施設の充実した利用やクルーズ船の誘致、ガーデンふ頭の再開発など、より多くの県民市民の方に親しまれる港づくりにも力を入れております。

委員の皆様方におかれましては、今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日諮問させていただきますのは、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。

港湾環境整備負担金対象工事の指定につきましては、平成30年度の負担金の対象となる港湾工事等を指定させていただくものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○黒田部会長　ご挨拶、ありがとうございました。

[委員出席状況報告]

○黒田部会長　それでは、審議に入ります前に、事務局から本日の出席状況についてご報告をお願いいたします。

○事務局・小林調整担当課長　それでは、ご報告させていただきます。

本日は、臨時委員といたしまして、中部地方整備局名古屋港湾事務所長の鎌田様、そして中部運輸局交通政策部長の小澤様にご出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。

委員総数15名のうち、ご出席いただいております委員13名でございます。

したがいまして、名古屋港審議会条例第7条第2項に定めております、委員総数の過半数を満たしております。

以上、ご報告申し上げます。

○黒田部会長　ありがとうございました。

ただいまのご報告のとおりでございます。

[会議録署名者の指名について]

○黒田部会長　続きまして、本日の会議録の署名者でございますけれども、尾崎正宏委

員と後藤正三委員のお二人を指名させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

〔審議〕

○黒田部会長　それでは、審議に入らせていただきます。

先ほだちよつとお話が出ましたように、本日は、まず港湾環境整備負担金対象工事の指定につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○前田港営部長　港営部長の前田でございます。よろしくお願ひいたします。

私から、港湾環境整備負担金対象工事の指定等について説明をいたします。

お手元でございますが、白い冊子「港湾環境整備負担金対象工事の指定について(案)」とカラー刷りの説明資料をお配りしておりますが、カラー刷りの説明資料に負担金制度の概要なども含めてわかりやすく取りまとめておりますので、まずはこれに沿って説明させていただきます。

また、資料と同じ内容の前面スクリーンもご参照いただければと存じます。

それでは、失礼して着席にて進めさせていただきます。

初めに、港湾環境整備負担金制度の概要について説明いたします。

まず、制度の趣旨です。

港湾では流通や生産など多様な活動が行われています。他の地域と比較しても事業活動の集積が著しいため、環境問題も発生しやすく、環境の整備・保全が特に必要となります。

こうした中で、港湾管理者が港湾全体の環境保全のための事業を行っています。その効果は、港湾で事業活動を営んでいる事業者の方々にも及びます。

そこで、こうした事業者の方々にも、社会的衡平の観点から費用負担の適正化を図る趣旨で、港湾の環境整備保全費用の一部の負担を求める制度が港湾法において設けられています。

これを受けまして、本組合でも、名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例を制定しまして、これに基づき、負担対象工事及び負担対象事業者を指定し、負担金の徴収を行っているものです。

次に、負担対象となる工事についてです。

対象となるのは、名古屋港における全ての工事ではなく、制度の趣旨に適合する工事に限定されます。現在では、港湾管理者が施行する3種類の工事がこれに当た

ります。具体的には、緑地等の港湾環境整備施設の建設または改良工事、除草等の港湾環境整備施設の維持の工事及び港湾における漂流物の除去等の工事です。このうち、港湾管理者が指定し、告示したものが負担金の対象工事となります。

次に、負担区域についてです。

負担区域とは、負担対象事業者の決定とその負担金を計算する際の基準として条例で定めている区分です。都市計画法及び港湾法で定める港内の陸域である臨港地区と水域である港湾区域が対象となります。

負担区域は、負担対象工事の種類によって異なります。建設・改良の工事と維持工事については臨港地区のみ、漂流物の除去等の工事については臨港地区と港湾区域を合わせた事業場の面積を対象としています。

次に、負担対象となる事業者についてです。

毎年度末の3月31日の時点で負担区域内にある工場または事業場の水面を含む敷地の面積の合計が1万平方メートル以上の事業者の方々が負担対象事業者となります。なお、負担対象事業者は、原則として、工場、事業場の土地所有者ではなく、現に事業を営んでいる事業者となります。

負担金の計算についてです。

まず、各負担対象の工事費に負担割合を乗じます。負担割合とは、負担対象工事に要した費用のうち、事業者の方々に負担していただく割合のことです。工事費の2分の1を基本とし、工事の規模や港湾環境との関係性等を考慮して港湾管理者が定めております。そして、負担区域全体の工場・事業場敷地面積等を分母に、各事業場の敷地面積等を分子としたものを乗じて算定いたします。

次に、負担金の徴収手続の流れについてです。

まず、港湾管理者が実施する負担対象工事が前年度末までに完了します。続いて、負担対象事業者より事業場敷地面積の届け出を受け、事業場面積を集計します。その上で、名古屋港臨港地区内企業連絡懇話会を開催し、港内のブロック別代表者の方々に工事等の内容を説明させていただいております。そして、港湾法に基づき、本日のこの名古屋港審議会において意見聴取を行います。これを経て、負担対象工事の指定の告示、負担対象事業者への負担金額の確定通知を行った後、事業者の方々に負担金の納付を行っていただくこととなります。

それでは、本年度の負担対象工事の指定（案）について説明いたします。

まず、3つある負担対象工事の1つである港湾環境整備施設の建設または改良の工事です。負担区域は、臨港地区となります。

当該工事については、本年度は、ガーデンふ頭臨港緑園におきまして公衆トイレ内の改修などをしたものでございます。工事に要した費用は772万9,000円となっております。ガーデンふ頭臨港緑園整備工事は、港湾立地企業と周辺住民の受益を対象とした緑地に係る工事のため、事業者の方々にご負担いただく負担割合は4分の1としております。

続きまして、2点目の港湾環境整備施設の維持の工事です。負担区域は、臨港地区となります。

これは、名古屋港内の既に整備した臨港緑地や緩衝緑地において除草、清掃、付属施設の修繕等を行うものです。これらの維持工事に要した費用は1億6,658万8,000円で、負担割合は2分の1となります。

最後に、港湾における漂流物の除去等の工事でございます。負担区域は、臨港地区及び港湾区域となります。

これは、港湾区域である水域において大型漂流物の除去等を行うものです。これら漂流物除去等のための工事に要した費用は3,274万9,000円で、負担割合は2分の1となります。

以上のことから、今年度の港湾環境整備負担金徴収予定額は、表の一番下、右から2つ目に赤く枠囲みしております8,089万円で、1平方メートル当たりの負担金額は、その右の欄の2円90銭となるものです。

なお、この案につきましては、去る10月2日に負担事業者代表の方々に、ご理解とご協力をいただくためご説明させていただいております。

港湾環境整備負担金の概要等については以上でございますが、お手元に配付しております「港湾環境整備負担金対象工事の指定について(案)」についてご説明させていただきます。白い冊子でございます。よろしいでしょうか。

まず、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について(案)」の表紙をめくっていただきますと、1ページに負担対象工事の指定の趣旨について掲載しております。港湾法及び本組合の港湾環境整備負担金条例に基づきまして、平成30年度の負担金の徴収対象に指定する港湾工事を定めるものでございます。

次に、2ページ、3ページには、先ほどご説明いたしました負担対象工事の概要



等の内容について一表にまとめたものを、4ページには緑地整備箇所図を掲載しております。

以上をもちまして、港湾環境整備負担金対象工事の指定についての説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○黒田部会長　ご説明ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました本件につきまして、ご質問またはご意見がございましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いいたします。

小和田委員お願いします。

○小和田委員　小和田と申します。よろしく申し上げます。

ご提案のことについて特別異議、お尋ねがあるわけではございません。関連して1つお尋ねしたいと思います。

昨年の我が国全体を見ましたときに、瀬戸内海ですか、中国地方でいろいろ集中豪雨の被害があり、その中でも瀬戸内海沿岸の諸港やその港湾の外側の瀬戸内海そのものといいますか沖合を含めて各種の漂流物が出て、その撤去に相当関係の皆さん方がご苦労したという報道などを耳にしておりますけれども、程度の差はあるでしょうけれども、名古屋港におきましても毎年のように大なり小なり。

例えば昨年の台風シーズンにおいて、名古屋港港内において漂流物の発生及びその撤去についてどのような感じのことが発生し、行われたのか。そして、その事業のある部分は次年度の、来年度の、今日この議論しております環境整備負担金につながっていくような気もするんですが、その辺の関係についてちょっと教えてもらえればと思います。

○前田港営部長　港営部長の前田でございます。

港内の漂流物の除去につきましては、公益社団法人の名古屋清港会によって行われております。このうち、港湾における漂流物の除去等の工事について負担対象となりますのは、船舶の航行の障害となります丸太ですとか角材などの大型漂流物の除去のみでございます。本組合からの委託業務として行っているところでございます。

お尋ねの台風などの場合も、大型漂流物の除去につきましては、負担金対象となるこの委託業務の範囲内で対応しているのが通例でございます。今年度来襲しました台風におきましても、何とかこの同様の対応で行うことができたところでござい

ます。

ただし、平成12年度にごございました東海豪雨のときのように激甚災害等が発生して大量の漂流物が流入、堆積した場合には、通常の委託業務とは別の国庫補助事業等の工事で対処することもありまして、この場合は負担金対象とはならないことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○黒田部会長　ありがとうございます。

小和田委員、よろしいですか。

○小和田委員　よくわかりました。

せっかくの機会ですので、知らないのは私だけかもしれませんが、今ご説明の中で出てきました名古屋清港会。この公益社団法人ですかね、沿革、歴史とか役割とかそんなことについて、簡単に結構ですから教えてください。

○黒田部会長　港営部長、よろしいですか。

○前田港営部長　こちらの名古屋清港会の沿革からご説明させていただきます。

こちらの清港会というのは、名古屋港とこれに接続する河川において水面の清掃ですとか港内美化思想の普及啓蒙事業を行っている公益社団法人でございます。

古くは、昭和8年に堀川、新堀川、黒川に立地する木材関係者により設立されました名古屋水上衛生組合連合会が起源となっております。戦時中にその活動は一時消滅したんですけれども、戦後の産業復興とともに名古屋港の汚濁が拡大いたしまして、昭和28年に結成されました大名古屋港河川清掃衛生組合連合会が、本組合や名古屋市さんからの助成金で活動を充実させまして、昭和34年2月に名古屋清港会と改称したものでございます。この2月には清港会として60周年を迎えるなど、長きにわたり名古屋港の清掃活動に尽力されておるところでございます。

こちらのほうの自主事業といたしましては、大型漂流物を除きます一般漂流物の清掃ですとか、毎年秋に行っております河川大清掃を初めとする水面汚濁防止に関する啓蒙宣伝などが、名古屋港に関する企業や水面利用者等からの会費などにより行われております。

それから、先ほど申し上げました大型漂流物の除去の作業については、本組合からの委託業務、つまり港湾環境整備負担金の負担対象工事として、大型漂流物の回収船、「そうかい」といいますが、これで巡回いたしまして、丸太や角材などの除去

を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

○黒田部会長　ありがとうございます。

小和田委員、よろしゅうございますか。

○小和田委員　ありがとうございます。

○黒田部会長　ほか、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

どうぞ。杉本委員。

○杉本委員　杉本と申します。

昨年のこの部会の中でも質問させていただいたんですけれども、最近だとあまりニュースでも取り沙汰されないんですけれども、ヒアリ等の外来種に対しての調査等どうなっているのかというのを質問させていただいたんですけれども、そこに関していえば、この港湾環境整備施設の維持の工事というところに入ってくるのではないかなとは思うんですけれども、その辺の調査等については管理組合としてどのようにお考えなのか聞かせていただきたいです。

○黒田部会長　港営部長、お願いします。

○前田港営部長　ありがとうございました。

ヒアリを含めます外来種につきましては、緑地だけでなく、コンテナターミナルですとかさまざまな事業所ですとか出ておる可能性がありますので、こちらのほうは、緑地の整備、維持には含まずに、負担対象工事から除外していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○杉本委員　その負担対象工事から外してということは、別の枠を設けて調査していくという形でよろしいですかね。

○前田港営部長　水際で防除ということで、こちらの調査というのは毎年やっております、緑地につきましても3カ月に一度計画しておるところでございます。

○黒田部会長　杉本委員、よろしゅうございますか。

○杉本委員　ありがとうございます。

○黒田部会長　負担金の事業とは違うんですが、独自の調査を行われていると。

ちなみに、最近どんな状況なんですかヒアリに関しては。

○前田港営部長　昨年ほどではなく、落ちついているところでございますが、調査のほ

うは継続してやっておるところでございます。

○黒田部会長　ありがとうございます。

ほか何か、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問出尽くしたようでございますので、本件につきまして  
は管理者の諮問案を適当と認めてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。それでは、原案のとおり答申することに決定いたした  
いと思います。

以上をもちまして、審議は終了いたしました。

会議の終了に当たりまして、管理者からまたご挨拶をお願いいたします。

〔管理者挨拶〕

○服部専任副管理者　一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

本日は、慎重なご審議を賜りまして、深く感謝申し上げます。今後ともどうぞよ  
ろしくお願い申し上げます。

本会の中で話題としてご指摘をいただきました漂流物。昨年も名古屋港、台風が  
2本来襲いたしました。我々も一時緊張して現場に詰めておりましたけれども、そ  
ういう事案の後の対応もしっかりと対応していけるように、昨年の事例とか阪神港  
の事例を参考にしながら、我々としてどう取り組んでいくか、内部で議論を進めて  
いるところでございます。そうした対応を整理した上で、またしっかり臨んでまい  
りたいと思います。

また、ヒアリにつきましても、継続的な調査を行って、水際でのしっかり対応を  
進めてまいりたいと思っております。

そのほか、本港で取り組んでいる施策多々ございますけれども、いろんな場面で  
また委員の方々等のご支援、ご協力を賜ることがあるかと思っておりますので、どうぞ本  
年もよろしくお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

○黒田部会長　ありがとうございます。

会議の終了に当たりまして、私からも一言だけご挨拶申し上げたいと思います。

本日は、毎年恒例の案件ではございますが、熱心なご審議を賜りましてまことに

ありがとうございました。

皆様のご協力によりまして、適切な答申ができますことを心からお礼申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、これもちまして名古屋港審議会専門部会は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

会議録署名者 部 会 長 黒 田 達 朗

委 員 尾 崎 正 宏

委 員 後 藤 正 三